

### ③ 営農資金への利子補給支援事業 (平成23年12月末まで)

① がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金 (町、県、融資機関による利子補給)

対象者	農業者で震災、原発事故による出荷停止、風評被害などにより損失を受けた人
資金使途	農業経営の維持安定に必要な経営資金 (施設設備、機械購入などは除く)
融資限度額	500万円
償還期限	3年以内
貸付利率	実質金利 0% (利用者が支払う利率です)

② 災害条例資金 (町、県、融資機関による利子補給)

○ 災害経営資金

対象者	町長の被害認定を受けた農業者
資金使途	災害発生後の農作物の再生産に必要な経費
融資限度額	200万円～500万円
償還期限	5年以内
貸付利率	実質金利 0.7% (利用者が支払う利率です)

○ 施設復旧資金

対象者	町長の被害認定を受けた農業者
資金使途	被害を受けた施設の復旧または補修
融資限度額	600万円
償還期限	5年以内
貸付利率	実質金利 0.7% (利用者が支払う利率です)

③ 町単独緊急災害対策支援資金 (町による利子補給)

対象者	上記の条件や融資枠などにより借入れができない農業者
資金使途	上記に当てはまらないもの
融資限度額	200万円
償還期限	3年以内
貸付利率	実質金利 0% (利用者が支払う利率です)

※ J A はが野・金融機関窓口または農政課へご相談ください。

# 震災による 農作物被害に対する 町の支援事業

☎農政課農業振興係【☎028(677)1110】

町では震災の影響や、原発事故による農作物の出荷停止や風評被害など、被害を受けた町内農業の復興支援のため、次の事業を行います。

## ① 見舞金の交付事業

地震や長時間の停電による凍霜害の発生など、農作物に甚大な被害を受けた施設園芸農家への見舞金を交付します。

対象となる施設園芸農家	トマト農家、花き農家、ハウス梨農家、ブドウ農家
見舞金の額 (被害額による)	被害額が1,000万円以上：5万円 被害額が100万円以上：3万円 被害額が100万円未満：2万円

※交付額については被害調査に基づき該当農家へ通知しますが、ご不明な点は農政課までお問い合わせください。

## ② 緊急災害対策町単独支援事業

① 発電機の購入費補助 (平成23年度～平成25年度)

施設園芸ハウスにおいて、停電時の応急的電源確保のために必要な発電機の購入費補助

対象者	施設園芸農家
補助金の額	購入額の4分の1以内 (上限20万円)

② 防油堤の設置費補助 (平成23年度～平成27年度)

施設園芸ハウス用燃料タンクからの重油などの流失事故防止のための防油堤設置費の補助

対象者	施設園芸農家
補助金の額	設置額の4分の1以内 (上限10万円)

※申込期限は12月末日までですので、農政課窓口で行ってください。条件・必要書類など詳しい内容をご説明しますので事前にご相談ください。